

平成18年6月2日

株主各位

(証券コード4968)

大阪府中央区平野町1丁目3番7号

荒川化学工業株式会社

代表取締役社長 末村長弘

## 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示を賜り、ご押印のうえ、平成18年6月21日午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成18年6月22日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 大阪府中央区平野町1丁目3番7号 当社本社8階会議室  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第76期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件<br>2. 第76期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 第76期利益処分案承認の件   |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           | 取締役1名選任の件   |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.arakawachem.co.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 当社グループの営業の経過および成果

当期の国内経済は、輸出および生産の持ち直し、企業収益の改善、設備投資も増加を続けたため、緩やかな回復となりました。しかし一方では、石油関連製品をはじめとする素材価格が上昇、予断を許さない状況が続いております。また、米国経済は堅調に推移し、アジア主要国では中国が高成長を維持するなど景気の回復がみられました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては主力製品のシェア拡大、新規用途開発による高付加価値化、生産プロセスの合理化などによる製品コストの削減に努めてまいりました。また、水系樹脂、光硬化型樹脂、超淡色ロジンなどの環境に配慮した製品の拡販、精密部品洗浄システムや電子材料用樹脂などの電子材料関連分野での販売を強化し、さらに有機・無機ハイブリッド樹脂、クリームはんだ、ロジン系オイル固化剤の需要開拓を推進してまいりました。海外におきましては、製品の拡販、中国における市場開拓を展開してまいりました。

その結果、当期の売上高は559億91百万円（前期比8.8%増）となりました。しかしながら、石油関連製品ならびに主要原料のひとつであるロジン価格高騰の影響が大きく、営業利益は22億54百万円（同24.9%減）、経常利益は25億63百万円（同20.8%減）となりました。また当期純利益は13億29百万円（同27.2%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### <製紙用薬品事業>

国内製紙業界は、国内需要に回復の傾向が見られ、全般として生産は堅調に推移しました。このような状況のもと、当事業におきましては、情報

紙用薬品の減少がありましたが、塗工紙用薬品、紙力増強剤、粘着ラベルなどの剥離紙に使用されるシリコーン樹脂の売上が伸長しました。海外の子会社におきましても売上が増加しました。利益面では、国内外とも原材料価格高騰の影響に対して、製品コストの削減などによる吸収や製品価格の改定に努めましたが、減益となりました。

その結果、売上高は213億74百万円（前期比9.1%増）、営業利益は7億42百万円（同23.0%減）となりました。

#### <工業用樹脂事業>

国内の印刷インキ、塗料、粘着・接着剤および合成ゴム業界は、一部に低調な動きが見られたものの概ね堅調に推移しました。また電子工業業界は、需要の回復が見られ、産業用電子機器、電子部品・デバイスを中心に堅調に推移しました。このような環境のもと、当事業におきましては精密部品洗浄剤および粘着・接着剤用の水素化石油樹脂の輸出が減少しましたが、オフセットインキ用樹脂、環境に配慮した光硬化型樹脂や塗料用樹脂の売上が順調に推移しました。新規分野では超淡色ロジン、電子材料用樹脂の売上が伸長しました。また、日本ペルノックスにおきましては、需要に回復の傾向が見られたものの売上は減少となりました。海外の子会社におきましては売上が増加しました。利益面では、高付加価値製品を拡販し、国内外とも原材料価格高騰の影響に対しては、製品コストの削減などによる吸収や製品価格の改定に努めましたが、減益となりました。

その結果、売上高は336億77百万円（前期比8.0%増）、営業利益は14億17百万円（同29.4%減）となりました。

#### <その他事業>

洗浄機械の売上が増加したことから、増収増益となりました。

売上高は9億39百万円（前期比34.5%増）、営業利益は94百万円（同216.8%増）となりました。

## (2) 当社グループの設備投資および資金調達状況

当期における設備投資総額は49億19百万円で、その主なものは、中国における工場建設や高圧化学工業におけるファインケミカル製品の製造設備、および国内外の工業用樹脂設備増強などによるものです。

資金調達につきましては、公募増資により、15億25百万円の資金調達をおこないました。

## (3) 営業成績および財産の状況の推移

### ① 当社グループの営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 73 期	第 74 期	第 75 期	第 76 期
	(平成15年3月期)	(平成16年3月期)	(平成17年3月期)	当 期 (平成18年3月期)
売 上 高(百万円)	43,173	45,981	51,470	55,991
経 常 利 益(百万円)	2,559	2,908	3,235	2,563
当 期 純 利 益 (百万円)	746	1,560	1,826	1,329
1株当たり当期純利益 (円)	45.62	97.02	113.33	81.80
総 資 産(百万円)	46,827	52,117	54,640	62,012
純 資 産(百万円)	26,812	28,942	30,330	34,666
1株当たり純資産 (円)	1,696.93	1,831.65	1,919.12	2,063.56

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 73 期 (平成15年3月期)	第 74 期 (平成16年3月期)	第 75 期 (平成17年3月期)	第 76 期 当 期 (平成18年3月期)
売 上 高(百万円)	40,050	41,135	43,922	48,183
経 常 利 益(百万円)	1,888	2,273	2,429	1,885
当 期 純 利 益 (百万円)	502	1,404	1,634	1,243
1株当たり当期純利益 (円)	30.36	87.33	101.45	76.59
総 資 産(百万円)	43,411	46,305	48,284	53,659
純 資 産(百万円)	25,763	27,936	29,183	32,925
1株当たり純資産 (円)	1,630.49	1,767.91	1,846.46	1,959.90

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### (4) 当社グループが対処すべき課題

先行きの経済状況は、世界経済の着実な回復にともない、米国では景気拡大が維持され、アジア主要国においても順調に成長し、国内景気も着実に回復を続けていくと予想されます。しかし一方で、石油関連製品をはじめとする素材価格のさらなる上昇が予想され、企業収益を圧迫する懸念は依然続くとみられています。

このような状況のもと、製紙用薬品事業におきましては、引き続き低コスト体質への変革と顧客ニーズ対応の体制強化を推進してまいります。

工業用樹脂事業におきましても、製品コストの削減、顧客ニーズ対応の体制強化および高付加価値製品の拡販を推進してまいります。また成長が期待される新規分野においては、精密洗浄事業のアジア地域での拡大と高度な洗浄技術の開発、有機・無機ハイブリッド樹脂、クリームはんだ、ロジン系オイル固化剤の需要開拓などを推進し、さらに高压化学工業との機能性ファインケミカル分野の強化、日本ペルノックスと連携しての電子材料関連分野の拡大を目指してまいります。

海外におきましては、アジア地域、特に中国市場において積極的な市場開拓を進め、平成17年に稼動を開始した新規子会社2社を含めた海外関係会社における、市場の拡大に応じた生産能力の増強ならびに販売の強化をはかってまいります。

なお、各事業ともに石油関連製品ならびにロジン価格の上昇への対処が課題となっており、引き続き製品コストの削減などによる吸収や製品価格の改定に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 当社グループの主要な事業内容

セグメントの名称	事業の内容
製紙用薬品事業	サイズ剤、紙力増強剤、塗工紙用薬品等の製造および販売
工業用樹脂事業	印刷インキ用樹脂、塗料用樹脂、合成ゴム重合用乳化剤、粘着剤用樹脂、接着剤用樹脂、電子材料用樹脂、精密部品洗浄剤等の製造および販売
その他事業	不動産仲介、駐車場管理、損害保険代理、生命保険代理、機器リース、機器販売等

### (2) 当社グループの主要な営業所および工場

#### ① 当社

営業所：本社（大阪市）、東京支店、名古屋支店（春日井市）  
富士営業所、札幌営業所、福岡営業所

工場：大阪、富士、水島（倉敷市）、小名浜（いわき市）  
釧路、徳島、鶴崎（大分市）

研究所：大阪、筑波（つくば市）

海外事務所：台北（台湾）、上海（中国）

#### ② 子法人等

国内：高圧化学工業株式会社（大阪市）、日本ペルノックス株式会社（秦野市）、カクタマサービス株式会社（大阪市）

海外：南通荒川化学工業有限公司（中国）、広西荒川化学工業有限公司（中国）、台湾荒川化学工業股份有限公司（台湾）、梧州荒川化学工業有限公司（中国）、ARAKAWA CHEMICAL (USA) INC.（米国）、HONG KONG ARAKAWA CHEMICAL LTD.（中国）、厦門荒川化学工業有限公司（中国）、ARAKAWA CHEMICAL (THAILAND) LTD.（タイ）、ARAKAWA Europe GmbH（ドイツ）

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 44,000,000株

② 発行済株式の総数 16,792,000株

(注) 平成18年2月16日付公募により新株式を発行し、1,000,000株増加いたしました。

③ 株主数 3,397名  
(前期比1,026名増)



④ 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出 資 比 率
荒川化学従業員持株会	866	5.16	—	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	784	4.67	—	—
荒 川 壽 正	772	4.60	—	—
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	551	3.28	—	—
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	507	3.02	—	—
ソシエテジェネラル バンクアンドトラスト	461	2.74	—	—
荒 川 彦 二	350	2.08	—	—
三菱化学株式会社	338	2.01	—	—
株式会社みずほ銀行	330	1.97	—	—
株式会社三井住友銀行	330	1.96	—	—

- (注) 1. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行の株式を直接保有しておりませんが、同行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式928,54株（出資比率0.00%）を保有しております。
2. 当社は三菱化学株式会社の株式を直接保有しておりませんが、同社の持株会社である三菱ケミカルホールディングス株式会社の株式75,966株（出資比率0.00%）を保有しております。
3. 当社は株式会社みずほ銀行の株式を直接保有しておりませんが、同行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式377,20株（出資比率0.00%）を保有しております。
4. 当社は株式会社三井住友銀行の株式を直接保有しておりませんが、同行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式66,76株（出資比率0.00%）を保有しております。
5. 株式数は、いずれも千株未満を切り捨てて表示しております。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

- ① 取得株式  
普通株式 58株  
取得価額の総額 98千円
- ② 処分株式および失効手続きをした株式  
該当事項はありません。
- ③ 決算期における保有株式  
普通株式 4,942株

(5) 当社グループの従業員の状況

① 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
1,084名	161名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
645名	7名増	37.7歳	15.0年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (6) 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,750	784	4.67
株式会社みずほ銀行	1,339	330	1.97
株式会社三井住友銀行	918	330	1.96
住友信託銀行株式会社	315	83	0.49
三菱UFJ信託銀行株式会社	207	139	0.82

(注) 百万円未満および千株未満は切り捨てて表示しております。

## (7) 企業結合の状況

### ① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
南通荒川化学工業有限公司	5,500千米ドル	100%	製紙用薬品等の製造販売
高压化学工業株式会社	60百万円	100%	医薬・電子材料等の原材料の製造販売
日本ペルノックス株式会社	60百万円	85%	電子材料用の配合樹脂、塗料、接着剤等の製造販売
広西荒川化学工業有限公司	12,000千米ドル	70%	ロジン及びロジン誘導品等の製造販売
台湾荒川化学工業股份有限公司	149,226千新台幣元	60%	製紙用薬品、合成ゴム重合用乳化剤、合成樹脂等の製造販売
梧州荒川化学工業有限公司	3,500千米ドル	60%	製紙用薬品、接着剤用樹脂等の製造販売
ARAKAWA CHEMICAL (USA) INC.	1,400千米ドル	100%	粘着・接着剤用樹脂等の販売
カクタマサービス株式会社	100百万円	100%	樹脂製品等の販売、不動産仲介、保険代理及び機器リース業
HONG KONG ARAKAWA CHEMICAL LTD.	4,000千米ドル	60%	接着剤用・印刷インキ用樹脂等の販売
厦門荒川化学工業有限公司	5,603千米ドル	60%	接着剤用・印刷インキ用樹脂の製造販売

(注) 厦門荒川化学工業有限公司の議決権比率60%は、HONG KONG ARAKAWA CHEMICAL LTD. による間接所有であります。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ARAKAWA CHEMICAL (THAILAND) LTD.	119,000千タイバツ	50%	合成ゴム重合用乳化剤の 製造販売
ARAKAWA Europe GmbH	52千ユーロ	40%	粘着・接着剤用樹脂等の 販売

## ③ 企業結合の成果

当社の連結子法人等は、前頁に掲げた重要な子法人等10社であります。また、持分法適用会社は、上記に掲げた重要な関連会社2社であります。

当期の売上高は559億91百万円（前期比8.8%増）、経常利益は25億63百万円（同20.8%減）、当期純利益は13億29百万円（同27.2%減）となりました。

## (8) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
取締役会長	石 部 修 平	
代表取締役社長	末 村 長 弘	
常務取締役	草 野 倜	事業管掌兼東京支店長
常務取締役	中 尾 光 良	生産・研究・企画管掌
取締役	山 中 勝 之	業務統轄部長兼経理部長
取締役	荒 川 壽 正	社長特命事項担当兼監査室長
取締役	松 本 圭 三	化成品事業部長
取締役	三 谷 育 洋	国際事業部長
取締役	河 村 敏 嗣	生産部長
監査役（常勤）	中 安 輝 雄	
監査役（常勤）	川 谷 公 雄	
監 査 役	岩 城 本 臣	弁護士
監 査 役	鈴 木 宗 夫	

(注) 1. 監査役岩城本臣および鈴木宗夫の両氏は、旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

### 2. 当期中の取締役および監査役の異動

- ① 平成17年6月23日開催の第75期定時株主総会において、三谷育洋、河村敏嗣の両氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- ② 平成17年6月23日開催の第75期定時株主総会において、川谷公雄氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- ③ 平成17年6月23日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、取締役柳生和嘉、和田俊彦の両氏は取締役を退任いたしました。
- ④ 平成17年6月23日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、監査役北野俊光氏は辞任により監査役を退任いたしました。
- ⑤ 平成17年6月23日開催の第75期定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役会長石部修平氏は取締役会長になりました。

### 3. 決算期後の役員の変動

平成18年4月1日付で、取締役の担当職務を次のとおり変更いたしました。

常務取締役	草野 倜	事業・資材管掌兼東京支店長
常務取締役	中尾光良	生産・研究・企画・新事業管掌
取締役	三谷育洋	国際事業部長兼国際事業部企画部長

### (9) 会計監査人に対する報酬等の額

- |  |       |
|--|-------|
| ① 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額                | 19百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、「公認会計士法」第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 19百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額        | 19百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には「証券取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

### 3. 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実

平成18年1月31日開催の当社取締役会において、株式分割による新株式の発行をおこなう旨の決議をしております。

#### (1) 分割の方法

平成18年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき1.2株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数 普通株式 3,358,400株

(3) 配当起算日 平成18年4月1日

(4) 効力発生日 平成18年4月1日

#### (5) 発行する株式の総数の変更

平成18年4月1日付をもって定款を変更し、発行する株式の総数を8,800,000株増加し、52,800,000株とする。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>35,451</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,455</b>
現金及び預金	4,187	支払手形及び買掛金	10,910
受取手形及び売掛金	21,167	短期借入金	6,530
有価証券	506	未払法人税等	698
たな卸資産	8,492	未払消費税等	45
繰延税金資産	411	設備支払手形	84
その他	808	その他	3,185
貸倒引当金	△122	<b>固定負債</b>	<b>3,833</b>
<b>固定資産</b>	<b>26,561</b>	長期借入金	254
<b>有形固定資産</b>	<b>17,988</b>	繰延税金負債	1,293
建物及び構築物	6,088	退職給付引当金	1,976
機械装置及び運搬具	5,871	役員退職給与引当金	272
土地	5,240	その他	35
建設仮勘定	32	<b>負債合計</b>	<b>25,289</b>
その他	755	<b>少数株主持分</b>	<b>2,057</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>924</b>	(資本の部)	
連結調整勘定	540	資本金	3,128
その他	383	資本剰余金	3,350
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,648</b>	利益剰余金	25,482
投資有価証券	7,036	その他有価証券評価差額金	2,652
繰延税金資産	140	為替換算調整勘定	84
その他	751	<b>自己株式</b>	<b>△3</b>
貸倒引当金	△280	<b>資本合計</b>	<b>34,666</b>
<b>資産合計</b>	<b>62,012</b>	負債、少数株主持分及び資本合計	62,012



# 連結損益計算書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

		科 目	金 額	
経 常	営業 損益の 部	売 上 高		55,991
		売 上 原 価	44,212	
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,524	53,736
		営 業 利 益		2,254
損 益 の 部	営業外 損益の 部	営 業 外 収 益		
		受 取 利 息 及 び 配 当 金	76	
		そ の 他	364	440
		営 業 外 費 用		
		支 払 利 息	67	
		そ の 他	64	131
		経 常 利 益		2,563
特 別 損 益 の 部		特 別 利 益		
		固 定 資 産 売 却 益	50	
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3	53
		特 別 損 失		
		固 定 資 産 除 売 却 損	34	
		投 資 有 価 証 券 売 却 損	13	
		P C B 処 理 費 用	22	
		固 定 資 産 評 価 損	0	69
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,547	
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,021	
	法 人 税 等 調 整 額		0	
	少 数 株 主 利 益		196	
	当 期 純 利 益		1,329	

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子法人等の数 10社  
連結子法人等の名称は「2. 会社の概況(7) 企業結合の状況 ① 重要な子法人等の状況」に記載しているため省略しております。
- (2) 非連結子法人等の数 1社  
非連結子法人等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、社名の記載を省略しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 2社  
持分法適用会社の名称は「2. 会社の概況(7) 企業結合の状況 ② 重要な関連会社の状況」に記載しているため省略しております。
- (2) 持分法非適用の非連結子法人等の数 1社
- (3) 持分法非適用の関連会社の数 1社  
持分法非適用の非連結子法人等および持分法非適用の関連会社は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、社名の記載を省略しております。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、南通荒川化学工業有限公司、広西荒川化学工業有限公司、台湾荒川化学工業股份有限公司、梧州荒川化学工業有限公司、ARAKAWA CHEMICAL (USA) INC.、HONG KONG ARAKAWA CHEMICAL LTD.、厦門荒川化学工業有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整をおこなっております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

主として移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

親会社および連結子法人等10社のうち3社が定率法、7社が定額法であります。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 役員退職給与引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理をおこなっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段  
為替予約取引
- ・ヘッジ対象  
外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

当社は、創業以来の「本業を重視した経営」の精神に則り、為替変動リスクのみをヘッジしております。

為替変動リスクは、実需原則に基づき為替予約取引をおこなっております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式により処理しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却をおこなっており、金額的に重要性がない場合は発生時の損益とすることとしております。

## 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成17年4月1日以後開始する営業年度に係る連結計算書類から適用されることになったこととともない、当営業年度から同会計基準および同適用指針を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

## 連結貸借対照表の注記事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	40,017百万円
(2) 担保に供している資産	
不動産	518百万円
有価証券	3百万円
投資有価証券	222百万円
機械装置	164百万円

- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| (3) 保証債務                       | 116百万円 |
| (4) 受取手形割引高                    | 71百万円  |
| (5) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 |        |

### 連結損益計算書の注記事項

- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| (1) 1株当たり当期純利益                 | 81円80銭 |
| (2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 |        |

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,011</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,237</b>
現金及び預金	2,081	支払手形	1,886
受取手形	1,636	買掛金	7,282
売掛金	17,079	短期借入金	5,100
有価証券	503	1年以内返済予定長期借入金	225
商製品	72	未払金	1,483
製成品	2,921	未払費用	662
原材料	2,224	未払法人税等	434
仕掛品	430	未払消費税等	24
貯蔵品	54	預り金	52
前払費用	50	設備支払手形	84
繰延税金資産	314	<b>固定負債</b>	<b>3,496</b>
関係会社短期貸付金	330	長期借入金	246
その他の金	400	繰延税金負債	1,286
貸倒引当金	△90	退職給付引当金	1,686
<b>固定資産</b>	<b>25,648</b>	役員退職給与引当金	241
<b>有形固定資産</b>	<b>12,794</b>	修繕引当金	34
建物	3,526	<b>負債合計</b>	<b>20,733</b>
構築物	926	<b>(資本の部)</b>	
機械装置	3,255	資本金	3,128
車両運搬具	18	資本剰余金	3,350
工具器具備品	482	資本準備金	3,350
土地	4,583	利益剰余金	23,845
建設仮勘定	1	利益準備金	307
<b>無形固定資産</b>	<b>155</b>	任意積立金	21,441
ソフトウェアその他	155	特別償却準備金	8
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,698</b>	固定資産圧縮積立金	532
投資有価証券	6,658	別途積立金	20,900
関係会社株式	3,292	当期未処分利益	2,096
関係会社出資金	1,828	その他有価証券評価差額金	2,606
更生債権等	206	<b>自己株式</b>	<b>△3</b>
長期前払費用	21	資本合計	32,925
関係会社長期貸付金	720	<b>負債・資本合計</b>	<b>53,659</b>
その他の金	177		
貸倒引当金	△206		
<b>資産合計</b>	<b>53,659</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

		科 目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	売 上 高		48,183
		売 上 原 価	39,612	
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,412	47,024
		営 業 利 益		1,158
損 益 の 部	営業外 損益 の 部	営 業 外 収 益		
		受 取 利 息 及 び 配 当 金	339	
		そ の 他	466	805
		営 業 外 費 用		
		支 払 利 息	31	
		そ の 他	48	79
		経 常 利 益		1,885
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益			
		固 定 資 産 売 却 益	49	
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2	52
	特 別 損 失			
		固 定 資 産 除 却 損	28	
		P C B 処 理 費 用	22	
		固 定 資 産 評 価 損	0	50
		税 引 前 当 期 純 利 益		1,886
		法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		650
		法 人 税 等 調 整 額		△6
		当 期 純 利 益		1,243
		前 期 繰 越 利 益		1,011
		中 間 配 当 額		157
		当 期 未 処 分 利 益		2,096

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
  - (2) 無形固定資産  
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
その他 定額法
4. 繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額を費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌営業年度から費用処理することとしております。



- (3) 役員退職給与引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、役員退職給与引当金は、旧「商法施行規則」第43条に規定する引当金であります。
- (4) 修繕引当金 将来の修繕費用の支出に備えるため、定期修繕を必要とする機械装置等について将来発生すると見積られる修繕費用のうち当営業年度の負担額を計上しております。

## 6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理をおこなっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段  
為替予約取引
- ・ヘッジ対象  
外貨建金銭債権債務

### (3) ヘッジ方針

当社は、創業以来の「本業を重視した経営」の精神に則り、為替変動リスクのみをヘッジしております。

為替変動リスクは、実需原則に基づき為替予約取引をおこなっております。

## 8. 消費税等の会計処理方法

税抜方式により処理しております。

## 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成17年4月1日以後開始する営業年度に係る計算書類から適用されることになったこととともない、当営業年度から同会計基準および同適用指針を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

## 貸借対照表の注記事項

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権   | 347百万円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務   | 408百万円    |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額   | 35,124百万円 |
| (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、各種コンピューター及び器具備品の一部についてはリース契約により使用しております。 |           |
| (4) 担保に供している資産   |           |
| 投資有価証券   | 213百万円    |
| (5) 保証債務   | 116百万円    |
| (6) 保証予約等  | 1,060百万円  |
| (7) 受取手形割引高  | 71百万円     |
| (8) 旧「商法施行規則」第124条第3号に規定する増加純資産額                               | 2,606百万円  |
| (9) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。                                 |           |

## 損益計算書の注記事項

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| (1) 関係会社に対する売上高                | 1,748百万円 |
| 関係会社からの仕入高                     | 3,209百万円 |
| 関係会社とのその他の営業取引高                | 117百万円   |
| 関係会社との営業取引以外の取引高               | 435百万円   |
| (2) 1株当たり当期純利益                 | 76円59銭   |
| (3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 |          |

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益	2,096,630,617	
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	1,853,935	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	76,746,480	
合 計		2,175,231,032
これを次のとおり処分します。		
利 益 配 当 金	167,870,580	
(1株につき10円)		
取 締 役 賞 与 金	25,000,000	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	58,077,411	
別 途 積 立 金	800,000,000	
合 計		1,050,947,991
次 期 繰 越 利 益		1,124,283,041

- (注) 1. 利益配当金は、自己株式4,942株を配当計算から除いております。  
 2. 平成17年12月1日に157,871,160円（1株につき10円）の中間配当を実施しました。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年4月27日

荒川化学工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 島 育 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 津 田 多 聞 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、荒川化学工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い荒川化学工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月1日

荒川化学工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 中 安 輝 雄 ㊟

監査役(常勤) 川 谷 公 雄 ㊟

監 査 役 岩 城 本 臣 ㊟

監 査 役 鈴 木 宗 夫 ㊟

(注) 監査役岩城本臣および監査役鈴木宗夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月27日

荒川化学工業株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 島 育 也 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 津 田 多 聞 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、荒川化学工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第76期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を行いました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月1日

荒川化学工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 中 安 輝 雄 ㊟

監査役(常勤) 川 谷 公 雄 ㊟

監 査 役 岩 城 本 臣 ㊟

監 査 役 鈴 木 宗 夫 ㊟

(注) 監査役岩城本臣および監査役鈴木宗夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第76期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（27頁）に記載のとおりであります。

当期末の利益配当金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開などを総合的に勘案し、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は1株につき20円となります。

なお、取締役賞与金につきましては、当期の業績等を総合的に勘案し、取締役4名に対し25,000,000円とさせていただきたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことにともない、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が施行され、株主総会参考書類等の一部につきインターネット開示をもって株主に提供したものとみなされることにともない、安価で情報を十分に掲載できるよう、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (2) 書面または電磁的な方法により取締役会の決議が可能となったことにともない、迅速な意思決定ができるよう、第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (3) 定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、「会社法」に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更をおこなうものであります。



(4) 上記各変更にもない、条数の変更をおこなうものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、荒川化学工業株式会社と称し、英文では ARAKAWA CHEMICAL INDUSTRIES, LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 生松脂および一般林産物の採取・精製加工ならびにこれらの化学製品の製造・販売および輸出入</p> <p>(2) 各種塗料、油脂、樹脂、医薬品、工業薬品および香料の製造・販売ならびに輸出入</p> <p>(3) 前各号に付帯する一般商品の製造・販売および委託加工ならびに輸出入</p> <p>(4) 前各号に関連する技術情報資料の提供、製造技術の販売ならびに製造設備の販売施工</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(5) 不動産の賃貸借および売買 (6) 前各号に付帯関連する一切の 事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪市に置く。 (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に 掲載する。 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数 は、52,800,000株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は商法第211条ノ3第1項 第2号の規定により、取締役会の 決議をもって自己株式を取得する ことができる。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u> 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 52,800,000株とする。 <u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項 の規定により、取締役会の決議を もって自己の株式を取得すること ができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成</u>ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当会社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第11条 <u>当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主の代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により</u>、取締役の中から取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第19条 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第21条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第22条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第23条 監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第24条 <u>当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第25条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第27条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第28条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、<u>監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第29条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年<u>1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令<u>または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで<u>1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第30条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第31条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に従い中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第32条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払いの開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(期末配当および基準日)</p> <p>第34条 <u>当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第35条 <u>当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払いの開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

取締役松本圭三氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
松本圭三 (昭和22年12月21日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年3月 執行役員化成品事業部長 平成16年6月 取締役執行役員化成品事業部長 平成17年4月 取締役化成品事業部長 現在に至る	10,400株

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

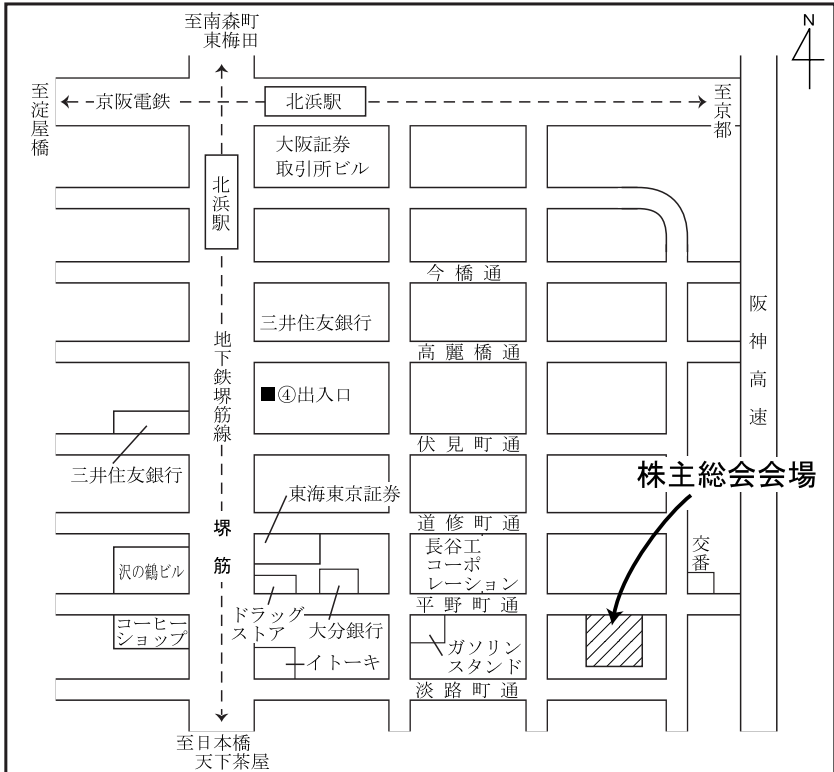
# 株主総会会場ご案内

当社本社 8階会議室

大阪市中央区平野町1丁目3番7号

TEL 06-6209-8500

(地下鉄：堺筋線北浜駅下車 堺筋東側④出入口より徒歩約8分)



お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、車でのご来場はご遠慮願います。